

事 務 連 絡
平成24年12月28日

事 業 者 様

扶桑町長 江戸 満

妨害等に対する報告の義務化について

このことについて、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合、町（発注者）への報告を義務化する為、各種約款、請書並びに暴力団等排除の特約条項の「妨害又は不当要求に対する届出義務」条項を「妨害等に対する報告義務等」へ改正し、報告が義務化されました。平成25年1月4日以降契約分より契約全般に適用し、実施します。

◇参考・改正後条文◇

（妨害等に対する報告義務等）

- 第〇〇条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに町に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の町への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。